

# ASAHI NEWS

令和3年5月10日  
第134号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

3月決算法人の確定申告：5月31日(法人税、消費税、事業税、住民税)

所得税確定申告の振替納税による納付：5月31日

消費税確定申告の振替納税による納付：5月24日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

### 経営・経済

5月18日：第1四半期期GDP速報値(内閣府)

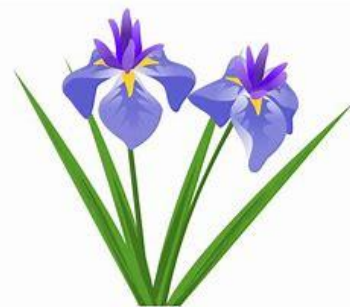
5月20日：貿易統計発表(財務省)

5月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)

5月28日：有効求人倍率発表(厚労省)

5月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)

5月31日：消費動向調査発表(内閣府)





## 「退職所得課税の適正化」

令和3年度の税制改正項目より、本号では退職所得に関する改正をご紹介します。退職所得は、老後の生活保障的な最後の所得であることから、その担税力は他の所得に比べてかなり低いものとされてきました。他方、近年では社会・経済情勢の変化に伴って多様な就労形態等に基づいて退職金が支払われるようになり、本来給与所得として課税すべきものを、手厚い経過措置が設けられている退職所得への転嫁を防止するため、**勤続5年以下の場合には原則として1/2課税の平準化措置が適用されなくなります。**

### 退職所得課税の適正化の背景

退職所得については①給与の一部後払いであり、かつ②退職後の生活の糧である、というものでありながら、転職を繰り返して多額の退職金を短期間で受け取る事象が社会問題となり、それを受けて勤続年数5年以下の役員に対する退職所得の優遇が平成23年度の改正により見直され、すでに1/2課税が適用できなくなったことが背景にあります。今回の改正は、役員に関する考え方を従業員にも適用した内容となります。

### 改正内容

		改正前	改正後	
 従業員	勤続年数	退職所得の金額	(退職収入-退職所得控除額)のうち	退職所得の金額
	5年以下	(退職収入-退職所得控除額)×1/2	300万円を超える部分 300万円以下の部分	(退職収入-退職所得控除額) (退職収入-退職所得控除額)×1/2
 役員等	5年以下	(退職収入-退職所得控除額)		(退職収入-退職所得控除額)
	5年超	(退職収入-退職所得控除額)×1/2		(退職収入-退職所得控除額)×1/2

【退職所得控除額計算の表】

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)



#### 【具体例】

➤ 退職金500万円勤続3年の場合

所得税+復興特別所得税+住民税・・・<現行> 219,400円 ➡ <改正後> 578,400円



### 適用時期

令和4年分以後の所得税・個人住民税より適用となります。

## カーボンニュートラル税制～脱炭素に向けた投資促進へ

二酸化炭素など温室効果ガスの排出と吸収が実質ゼロ(カーボンニュートラル)になる社会を目指して、その目標達成に向けた設備投資を促す税制が創設されました。



## 概要

## 1. 適用要件

- 青色申告法人であること
- 産業競争力強化法の改正法の事業適応計画について認定を受けること
- 計画に沿って一定の設備を取得等し、国内の事業の用に供すること



## 2. 対象設備

## ① 生産工程効率化等設備

生産工程を大幅に省エネ化、脱炭素化するための最新の機械装置、器具備品、建物付属設備、構築物

- 事業適応計画において、事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(炭素生産性)の目標が、「**3年以内に7%または10%以上向上**」であること

## ② 需要開拓商品(※)生産設備

脱炭素化を加速する製品を生産する機械装置

- 需要開拓商品の生産に不可欠であること
- 専ら需要開拓商品の生産に使用されること



※ 需要開拓商品…エネルギーの利用による環境への負荷低減に特に寄与する商品など、環境負荷低減の事業適応に取り組む事業者によって使用されることが見込まれる商品として主務大臣が定めるもの  
例えば、長寿命の定置用リチウムイオン蓄電池、高効率の燃料電池や風力発電設備部品など

## 3. 特例一税額控除と特別償却の選択適用

対象設備 ※対象資産の取得価額の合計額のうち500億円が限度	税額控除 ※DX投資促進税制と合わせて当期法人税額の20%が上限	特別償却
① 生産工程効率化等設備	取得価額×5% (計画目標が10%以上向上の場合は10%)	取得価額 ×50%
② 需要開拓商品生産設備	取得価額×10%	

## 適用時期

産業競争力強化法の改正法施行日から2024年3月31日までの間に取得等して国内で事業供用した場合

## 適用可能性

上記制度の適用は、大企業が中心となると思われ、中小企業には少しハードルが高いかもしれませんが、環境負荷低減は誰もが関わる課題であり、中小企業であっても大企業の協力企業をはじめとして無関係ではられません。

環境に対する取り組みは、会社にとってコストの増加や効率の低下につながる、と捉えられることもありますが、その会社の状況や事業に沿った取り組みは、中長期的なコストの削減、効率や信用の向上につながります。

